

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	令和４年５月30日
【中間会計期間】	第50期中（自　令和３年９月１日　至　令和４年２月28日）
【会社名】	御調観光開発株式会社
【英訳名】	MITSUKI KANKOKAIHATSU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　井上　礼美
【本店の所在の場所】	広島県三原市久井町坂井原絹掛755番地
【電話番号】	（0847）32－7141
【事務連絡者氏名】	課長　池田　淳
【最寄りの連絡場所】	広島県三原市久井町坂井原絹掛755番地
【電話番号】	（0847）32－7141
【事務連絡者氏名】	課長　池田　淳
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期中	第49期中	第50期中	第48期	第49期
会計期間	自令和元年 9月1日 至令和2年 2月29日	自令和2年 9月1日 至令和3年 2月28日	自令和3年 9月1日 至令和4年 2月28日	自令和元年 9月1日 至令和2年 8月31日	自令和2年 9月1日 至令和3年 8月31日
売上高 (千円)	117,284	123,904	121,729	230,996	252,844
経常損失 (千円)	△14,141	△2,610	△7,549	△19,578	△1,210
中間（当期）純損失（△） (千円)	△3,853	△3,551	△10,065	△9,572	△2,871
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	96,900	96,900	96,900	96,900	96,900
発行済株式総数 (株)	20,338	20,338	20,338	20,338	20,338
純資産額 (千円)	2,116,479	2,107,208	2,097,823	2,110,760	2,107,889
総資産額 (千円)	2,267,837	2,240,998	2,209,678	2,251,216	2,225,042
1株当たり純資産額 (円)	104,065.28	103,609.42	103,147.98	103,784.07	103,642.89
1株当たり中間（当期）純損失（△） (円)	△189.47	△174.64	△494.91	△470.68	△141.18
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	93.32	94.02	94.93	93.80	94.70
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,108	11,792	13,928	46,976	19,210
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△994	△1,510	△5,359	△4,063	△23,154
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,200	△7,200	△12,200	△14,400	△14,400
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	51,681	51,361	26,304	48,279	29,936
従業員数 (人)	23	22	23	21	22
平均臨時雇用者数 (人)	3	3	3	3	3

- （注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

関係会社に該当する会社はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年2月28日現在

従業員数（人）	23（3）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題としては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策が課題であります。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、令和3年10月以降、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除後は、飲食業、旅行業等関連産業においては再開の兆しが見えるものの、製造業全般においては、半導体等の供給制約の影響により低調なまま推移いたしました。当ゴルフ業界においては、一昨年より感染予防を行いながら楽しむことができることに注目が集まり、新規ゴルファー、若年層のゴルファーも増加傾向にあり、来場者も順調な推移となっております。

このような状況のなか、当クラブは、感染症予防に努めながら、新規顧客の確保やコンペ集客、また年末にはカートナビゲーションを新規導入し、利便性の向上、顧客満足度の向上を掲げ営業を行ってまいりました。依然として消費者の根強い節約傾向も続いておりますが、インターネットを活用した営業や、お客様に満足していただけるプレー環境の維持に注力し、来場者増員を図るために冬季対策として思い切ったプランで若年者層へのアプローチを試みるなど活性化に努めてまいりました。しかしながら、令和3年12月、令和4年2月の寒波によるクローズが影響し、当中間会計期間の入場者数は16,067人（前年同期比 463人減）となりました。

この結果、当中間会計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当中間会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ15,364千円減少し、2,209,678千円となりました。当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ5,299千円減少し、111,854千円となりました。当中間会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ10,066千円減少し、2,097,823千円となりました。

(b) 経営成績

当中間会計期間の売上高は121,729千円（前年同期比1.7%減）、売上原価は69,624千円（前年同期比4.9%増）、販売費及び一般管理費は60,443千円（前年同期比2.0%減）、営業損失は8,339千円（前年同期は4,130千円の営業損失）となりました。また、経常損失は7,549千円（前年同期は2,610千円の経常損失）となり、中間純損失は10,065千円（前年同期は3,551千円の中間純損失）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが13,928千円増加しましたが、投資活動によるキャッシュ・フローが5,359千円減少、財務活動によるキャッシュ・フローが12,200千円減少したことにより、前事業年度末に比べ3,631千円減少し、当中間会計期間末には26,304千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は13,928千円（前年同期は11,792千円の流入）となりました。この要因は、税引前中間純損失9,389千円を計上した一方で、減価償却による内部留保14,546千円などにより資金が流入したことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は5,359千円（前年同期は1,510千円の流出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出4,132千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は12,200千円（前年同期は7,200千円の流出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出7,200千円、会員預り金の返還5,000千円によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

当社には子会社がなくゴルフ場経営以外行っておりませんのでセグメントごとの記載はしていません。

(a)当社の事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(b)営業収入及び入場者数実績

	第49期中	第50期中	増減
グリーンフィー（千円）	41,232	40,179	△1,053
キャディフィー（千円）	55,552	54,071	△1,481
食堂売店手数料（千円）	3,564	3,995	431
茶店売上（千円）	2,497	1,994	△503
その他収入（千円）	5,480	5,613	133
収入会費等（千円）	15,576	15,877	301
計（千円）	123,904	121,729	△2,175
入場人数（人）	16,530	16,067	△463
月平均（人）	2,755	2,678	△77

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっては、当社の過去の実数値や状況を踏まえ、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用に数値が反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらとは異なる場合があります。

また、ゴルフ場は広島県の休業要請対象施設に該当しなかったことから、万全の感染症防止対策を行いながら、営業を継続しております。そのため、新型コロナウイルス感染症による経営成績への影響は、通期で見れば限定的であると仮定して会計上の見積を行っています。

②当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は368,851千円（前事業年度は374,565千円）となり5,714千円減少しました。主な要因は、現金及び預金が3,521千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間における固定資産の残高は1,840,826千円（前事業年度は1,850,477千円）となり9,651千円減少しました。主な要因は、減価償却費14,546千円を計上したことなどによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は39,835千円（前事業年度は33,964千円）となり5,871千円増加しました。主な要因は、年会費に関して前受金が11,378千円増加しましたが、未払費用が3,196千円減少したことなどによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は72,019千円（前事業年度は83,189千円）となり11,170千円減少しました。主な要因は、長期借入金が返済により7,200千円減少、会員預り金の返還により5,000千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間における純資産の残高は2,097,823千円（前事業年度は2,107,889千円）となり10,066千円減少しました。これは中間純損失を10,065千円計上したことによるものです。

(b) 当中間会計期間の経営成績の分析

当中間会計期間におきましては、令和3年12月および、令和4年2月において寒波が厳しく、来場予約のある休日にクローズが重なったこともあり、来場者数、売上高は共に前年同期を下回りました。また、集客手数料等の経費が増加した結果、売上高は121,729千円（前年同期比1.7%減）、売上原価は69,624千円（前年同期比4.9%増）、販売費及び一般管理費は60,443千円（前年同期比2.0%減）、営業損失は8,339千円（前年同期は4,130千円の営業損失）となりました。また、経常損失は7,549千円（前年同期は2,610千円の経常損失）、中間純損失は10,065千円（前年同期は3,551千円の中間純損失）となりました。

(c) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(d) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(e) 資本の財源及び資金の流動性

資金概要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものとはコース維持費、プレー費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また設備資金需要としては、コース及びクラブハウスに対する有形固定資産投資があります。

財務政策

当社は短期運転資金、長期運転資金ともに自己資金でまかなうとともに、事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、金融機関からの借入を行っております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	31,000
計	31,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （令和4年2月28日）	提出日現在発行数（株） （令和4年5月30日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,338	20,338	非上場	当社は単元株 制度は採用し ておりませ ん。
計	20,338	20,338	—	—

（注）当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
令和3年9月1日～ 令和4年2月28日	—	20,338	—	96,900	—	1,748,000

(5) 【大株主の状況】

令和4年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
井上建設株式会社	広島県三原市久井町江木1471	552	2.71
株式会社北川鉄工所	広島県府中市元町77－1	400	1.96
後藤 隆史	広島県福山市	260	1.27
井上 礼美	広島県三原市	90	0.44
唐川木材株式会社	広島県府中市高木町235	90	0.44
株式会社ジーベック	広島県府中市須町1277－1	50	0.25
土井木工株式会社	広島県府中市府川町57－1	50	0.25
カイハラ株式会社	広島県福山市新市町1450	50	0.25
田中運輸株式会社	広島県三原市古浜町17－4	50	0.25
協栄商事株式会社	広島県福山市港町2丁目172番地	40	0.20
計	—	1,632	8.02

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,338	20,338	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,338	—	—
総株主の議決権	—	20,338	—

② 【自己株式等】

令和4年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年9月1日から令和4年2月28日まで）の中間財務諸表について、公認会計士・高橋和司氏による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年8月31日)	当中間会計期間 (令和4年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	360,909	357,388
売掛金	6,011	4,305
商品	250	175
貯蔵品	3,777	3,365
前払費用	2,481	1,235
未収入金	933	2,307
その他	202	72
流動資産合計	374,565	368,851
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	240,064	233,789
構築物（純額）	129,309	125,067
機械及び装置（純額）	10,689	10,502
車両運搬具（純額）	1,881	1,355
工具、器具及び備品（純額）	13,048	11,612
コース勘定	1,217,518	1,217,518
土地	227,467	227,467
有形固定資産合計	※ 1,839,979	※ 1,827,312
無形固定資産		
電話加入権	472	472
ソフトウェア	2,234	5,604
無形固定資産合計	2,707	6,077
投資その他の資産		
長期未収入金	10,893	10,728
繰延税金資産	767	579
その他	129	129
貸倒引当金	△4,000	△4,000
投資その他の資産合計	7,790	7,437
固定資産合計	1,850,477	1,840,826
資産合計	2,225,042	2,209,678

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年8月31日)	当中間会計期間 (令和4年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	239	157
1年内返済予定の長期借入金	14,400	14,400
未払法人税等	977	488
未払金	1,467	1,661
未払費用	6,803	3,607
未払消費税等	3,060	3,140
預り金	1,568	1,247
前受金	100	11,478
受託販売未払金	3,076	1,933
賞与引当金	2,250	1,700
その他	21	21
流動負債合計	33,964	39,835
固定負債		
長期借入金	29,200	22,000
会員預り金	35,000	30,000
退職給付引当金	18,989	20,019
固定負債合計	83,189	72,019
負債合計	117,153	111,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	96,900	96,900
資本剰余金		
資本準備金	1,748,000	1,748,000
資本剰余金合計	1,748,000	1,748,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	194,000	194,000
繰越利益剰余金	68,989	58,923
利益剰余金合計	262,989	252,923
株主資本合計	2,107,889	2,097,823
純資産合計	2,107,889	2,097,823
負債純資産合計	2,225,042	2,209,678

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
売上高	123,904	121,729
売上原価	66,337	69,624
売上総利益	57,567	52,104
販売費及び一般管理費	61,697	60,443
営業損失(△)	△4,130	△8,339
営業外収益	※1 1,716	※1 926
営業外費用	196	136
経常損失(△)	△2,610	△7,549
特別利益	※2 209	—
特別損失	※3 457	※3 1,840
税引前中間純損失(△)	△2,858	△9,389
法人税、住民税及び事業税	488	488
法人税等調整額	204	187
法人税等合計	693	676
中間純損失(△)	△3,551	△10,065

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	96,900	1,748,000	1,748,000	194,000	71,860	265,860	2,110,760
当中間期変動額							
中間純損失（△）					△3,551	△3,551	△3,551
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△3,551	△3,551	△3,551
当中間期末残高	96,900	1,748,000	1,748,000	194,000	68,308	262,308	2,107,208

当中間会計期間（自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日）

（単位：千円）

(単位：円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	96,900	1,748,000	1,748,000	194,000	68,989	262,989	2,107,889
当中間期変動額							
中間純損失（△）					△10,065	△10,065	△10,065
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△10,065	△10,065	△10,065
当中間期末残高	96,900	1,748,000	1,748,000	194,000	58,923	252,923	2,097,823

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△2,858	△9,389
減価償却費	13,658	14,546
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	944	1,029
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△600	△550
受取利息及び受取配当金	△120	△131
支払利息	166	122
固定資産除却損	0	—
固定資産売却益	△209	—
売上債権の増減額 (△は増加)	1,602	497
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△251	486
仕入債務の増減額 (△は減少)	372	△3,083
その他の資産の増減額 (△は増加)	△194	1,376
その他の負債の増減額 (△は減少)	306	9,993
小計	12,815	14,896
利息及び配当金の受取額	120	131
利息の支払額	△166	△122
法人税等の支払額	△977	△977
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,792	13,928
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△99	△110
有形固定資産の取得による支出	△1,620	△1,116
有形固定資産の売却による収入	209	—
無形固定資産の取得による支出	—	△4,132
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,510	△5,359
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△7,200	△7,200
会員預り金の返還による支出	—	△5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,200	△12,200
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,081	△3,631
現金及び現金同等物の期首残高	48,279	29,936
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 51,361	※ 26,304

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 35～50年

機械装置及び車両運搬具 5～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) プレー収入

グリーンフィー、キャディフィーについては、顧客がプレーしたその日にサービスを提供することにより、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、プレー日で収益を認識しております。

(2) 収入会費等

事業年度開始前後の時期に会員より会員資格に基づく年会費を一括徴収しております。年会費収入については、一年間（9月1日から8月31日）にわたって履行義務が充足するものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度（月単位）に基づき収益を認識しております。

会員権の名義書換手数料については、名義書換が完了した時点で履行義務が充足するものと判断し、名義書換が完了した時点で収益を認識しております。

(3) 食堂委託収入

食堂は外部委託しており、委託会社の1カ月間の売上高の一部が委託収入となることから、1カ月の食堂利用が終了した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当中間会計期間の損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従ってありますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、前中間会計期間に係る注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の収束時期等を予測することは困難な状況にあります。当社は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして検討しておりますが、当中間会計期間の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (令和3年8月31日)	当中間会計期間 (令和4年2月28日)
1,437,859千円	1,451,643千円

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
雑収入	1,596千円	794千円

※2 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
固定資産売却益	209千円	－千円

※3 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
固定資産除却損	0千円	－千円
役員退職金	－千円	1,800千円
雑損失	457千円	40千円

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
有形固定資産	13,171千円	13,783千円
無形固定資産	486千円	762千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式 普通株式	20,338	—	—	20,338
合計	20,338	—	—	20,338

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式 普通株式	20,338	—	—	20,338
合計	20,338	—	—	20,338

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
現金及び預金勘定	382,265千円	357,388千円
預入れ期間が3ヶ月を超える定期預金	△330,904	△331,084
現金及び現金同等物	51,361	26,304

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年8月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 1年内返済予定の長期借入金	14,400	14,577	177
(2) 長期借入金	29,200	29,031	△168
負債計	43,600	43,608	8

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 資 産

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 負 債

「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」、「受託販売未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（令和4年2月28日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 1年内返済予定の長期借入金	14,400	14,533	133
(2) 長期借入金	22,000	21,871	△128
負債計	36,400	36,405	5

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 資 産

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 負 債

「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「預り金」、「受託販売未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（令和4年2月28日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和4年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 1年内返済予定の長期借入金	—	14,533	—	14,533
(2) 長期借入金	—	21,871	—	21,871
負債計	—	36,405	—	36,405

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1 年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 上記に含まれない市場価格のない株式、出資金、その他これらに準ずる金融商品

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
長期未収入金	10,728
会員預り金	30,000

長期未収入金は、支払いの時期が確定していないため、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表には含めておりません。

会員預り金は、返済日が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

有価証券の保有はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当社は、ストック・オプションの付与は行っていないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

算定対象となる関連会社はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)

(単位：千円)	
グリーンフィー	40,179
キャディフィー	54,071
売店食堂収入	3,995
その他の収入	7,606
年会費収入	15,877
顧客との契約から生じる 収益	121,729
その他の収益	—
外部顧客への売上高	121,729

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高

	当中間会計期間 (単位：千円)
契約負債(期首残高)	100
契約負債(中間期末残高)	11,478

契約負債は、事業年度の開始前後の時期に会員より会員資格に基づく年会費を一括徴収した年会費収入の前受金です。期首の契約負債残高は本事業年度(令和3年9月1日～令和4年8月31日)の年会費収入を事業年度開始前に受け入れた金額です。年会費収入は、一年間(9月1日から8月31日)にわたって履行義務が充足するものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度(月単位)に基づき収益を認識し、前受金は収益の認識に伴い取り崩されます。従って、期首の契約負債(前受金)残高並びに事業年度開始後に受け入れた年会費収入の前受金の半分が当中間会計期間において収益認識され、残りの半分は中間会計期間末の契約負債残高となり、下半期の収益認識に伴い取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間会計期間（自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当中間会計期間の売上高は、すべて本邦の外部顧客への売上高のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当中間会計期間の中間貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

Ⅱ当中間会計期間（自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当中間会計期間の売上高は、すべて本邦の外部顧客への売上高のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当中間会計期間の中間貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

（前中間会計期間 自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日）

該当事項はありません。

（当中間会計期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

（前中間会計期間 自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日）

該当事項はありません。

（当中間会計期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（前中間会計期間 自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日）

該当事項はありません。

（当中間会計期間 自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年8月31日)	当中間会計期間 (令和4年2月28日)
1株当たり純資産額	103,642.89円	103,147.98円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	2,107,889	2,097,823
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	2,107,889	2,097,823
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(株)	20,338	20,338

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年9月1日 至 令和3年2月28日)	当中間会計期間 (自 令和3年9月1日 至 令和4年2月28日)
1株当たり中間純損失(△)	△174.64円	△494.91円
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△3,551	△10,065
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△3,551	△10,065
普通株式の期中平均株式数(株)	20,338	20,338

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第49期）（自 令和2年9月1日 至 令和3年8月31日）令和3年11月29日中国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年 5月27日

御調観光開発株式会社

取締役会 御中

高橋和司公認会計士事務所

広島県尾道市

公認会計士

高橋 和司

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている御調観光開発株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（2021年9月1日から2022年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、御調観光開発株式会社の2022年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年9月1日から2022年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が、別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。